平成２５年（フ）第２５６号
山梨県甲斐市龍地632番地２
破産者　小泉貴代美
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
京都府舞鶴市溝尻中町13番地の５
破産者　的場　正雄
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第２７９３号
大阪市旭区生江１－８－２　ロイヤルコート香蘭橋505、開始決定時の住所大阪市淀川区宮原１丁目４番23―1001号
破産者　佐藤真奈美
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１１号
広島市中区住吉町14番３―201号
破産者　日野　春記
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７６号
広島市東区戸坂出江２丁目５番18―1101号
破産者　塚本　　智
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
愛媛県南宇和郡愛南町中川1177番地１
破産者　吉村　直城
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第３５号
愛媛県南宇和郡愛南町中川1177番地１
破産者　吉村　鈴江
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１０１号
沖縄県沖縄市大里２丁目20番６号
破産者　屋宜　智宏
１　決定年月日　平成25年12月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第５８号
東京都江戸川区江戸川４丁目３　サンライトⅡ201、開始決定時の住所青森県五所川原市大字七ツ館字鶴ケ沼156番地71
破産者　古川　節子
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第８９号
福島県本宮市本宮字塩田入157番地
破産者　坂本美貴子
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
千葉県大網白里市木崎617番地６
破産者　小林　　淳
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１号
千葉県大網白里市ながた野１丁目16番地５　パストラルコート206号
破産者　麻生　　章
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３８号
千葉県山武市松ヶ谷ロ731番地16
破産者　北田　健一
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１８４号
神奈川県海老名市国分南４丁目22番41号
破産者　飯田　利夫
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９８８号
横浜市中区宮川町２丁目47番地　大貫ビル806号室
破産者　木寺　信幸
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７１６号
横浜市南区清水ケ丘60番地６　グリーングラス清水ケ丘203
破産者　高橋　恒夫
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６６号
横浜市栄区公田町740番地　10棟212号
破産者　森ノ木正二
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２７号
東京都目黒区自由が丘１丁目19番30号
破産者　岩下　正孝
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１６９号
新潟県魚沼市和長島570番地
破産者　角屋　大作
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第７号
新潟県小千谷市城内４丁目４番36号
破産者　星　　学
１　決定年月日　平成25年12月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係